総務企画部

物流施設対策官

1. **倉庫業の現況**

**(1) 事業者数及び所管面（容）積**

* + 1. 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第１表のとおりで、５０５社（前年度末比５．２％増）で

ある。

第１表　倉庫事業者数（令和５年度末）

　　　普通倉庫　　　　　　　　　　　　　　　冷蔵倉庫

　

※１　主たる営業所が管内にある発券事業者２８社のうち１社、非発券事業者２８１社のうち４社は、管内に倉庫を有しない。

※２　普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は３９社である。

* + 1. 所管面（容）積

　倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第２表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の４５．６％、危険品倉庫（タンク）の７２．６％、野積倉庫の７０．８％、貯蔵槽倉庫の９０．８％、冷蔵倉庫の６７．１％が立地している。

第２表　倉庫所管面（容）積の推移

**(2) 倉庫需要**

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第３表、冷蔵倉庫は第４表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第１図のとおりである。

　　　第３表　管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和４年度）

****

第４表　管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和４年度）

****

第１図　管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移

**(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー**

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。

令和５年度は、女性の活躍推進や労働災害の取組をテーマに、１１月１７日に開催した。

1. **物流の効率化**
   1. **物流総合効率化計画の認定**

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）は、流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

令和５年度は、管内において１件の（全国３８件：令和５年１２月末現在）の物流総合効率化計画の認定を行った。なお、近年の法改正の状況は次のとおりである。

・令和２年１１月改正

地方部における物流サービス及び旅客運送サービスの提供を確保するため、貨客運送事業を支援し、その実施の促進を図る。

・令和４年４月改正

倉庫内における作業の効率化を図るため、特定流通業務施設の設備要件に物流ＤＸ関連機器（例：無人搬送車等）の導入を追加。

・令和６年４月改正

トラックドライバーの働き方改革に関する法律が適用される一方、物流の停滞が懸念される２０２４年問題に対応するため、「物流革新に向けた政策パッケージ（令和５年６月２日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件にトラックドライバーの負担軽減に資する機能強化のための任意要件（例：人工知能画像解析機器）を追加。

* 1. **モーダルシフト等推進事業**

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等の関係者で構成される協議会に対して物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

令和５年度は、「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について応募のあった１件（全国２４件）に対して交付決定がされた。

* 1. **グリーン物流等に係る普及・啓発**

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。

令和５年度は、９月１２日に「大阪合同庁舎及び吹田貨物ターミナル」において鉄道版を、１１月１６日に「さんふらわあ　くれない」船内において海上版を開催した。

* 1. **物流分野におけるエネルギー使用の合理化**

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者に指定され、毎年省エネ措置にかかる中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。管内では、特定輸送事業者として内航海運事業者が４社指定されており、令和５年度においても、当該４社から中長期計画及び定期報告書の提出を受けた。

* 1. **物流に係る交通環境教育プログラム**

物流分野における環境問題の解決に向け、若い人材に関心を持ってもらうことを目的として、神戸大学大学院海事科学研究科と連携し、管内の物流事業者の協力のもと、物流の効率化や環境負荷低減を図る方策などについて考える「交通環境教育プログラム」を、平成２４年度より実施している。

令和５年度は、令和６年１月１２日に神戸大学の学生を対象に、株式会社住友倉庫の協力を得て開催した。

プログラムとしては、倉庫における防災対策や、平成３０年台風２１号の被災経験についての説明を受けた後、荷物の積み卸し作業や、非常電源設備などを見学した。

また、ワークショップでは、学生を２グループに分け、『港頭地区の倉庫に求められる防災機能』というテーマに沿って、想定される災害のレベル（①南海トラフ地震②平成３０年台風２１号）に応じて、発災直後～１ヶ月の間において、当該倉庫が求められる役割などを議論し、学生の視点においての対策を取りまとめ、発表した。

* 1. **交通環境教室**

次世代を担う子供たちに、公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい､自発的に環境にやさしい行動をとれる人材を育て、さらには公共交通の利用促進を目的として「交通環境教室」を実施している。

令和５年度は、管内の中学生を対象に１回実施した。

1. **災害に強い物流システムの構築**

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成２３年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和５年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った（協議会：令和６年２月２４日に開催）。

令和５年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設３７カ所（２５事業者）、トラック事業者施設８カ所（４事業者）の計４５カ所（２８事業者（うち１事業者は倉庫・トラック兼業））がリストアップされている。

1. **バリアフリーの推進**
2. **バリアフリー教室の開催**

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和５年度は、第５表のとおり実施した。

第５表　バリアフリー教室開催実績（令和５年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催場所 | 開催日 | 参加者 |
| 姫路市立神南中学校 | ５月２２日　６月　５日 | １年生５９名 |
| 姫路市立坊勢中学校 | ９月２２日 | １年生１７名 |
| しあわせの村 | １０月　１日 | イベント来場者約１６０名 |

**（2）関係機関との連携**

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国土交通本省において平成３１年２月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、令和元年６月に近畿分科会が設置された。令和５年度は、６月２６日に同分科会を開催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に　向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、国土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「国土交通省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和３年３月２６日に設置された。

これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和３年４月２２日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置された。

令和５年度は６月に書面にて第３回推進本部会議が開催された。